



平成 23 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アパマンショップホールディングス  
(JASDAQ・コード8889)  
代 表 者 代表取締役社長 大村 浩次  
本 社 所 在 地 東京都中央区京橋一丁目1番5号  
問 合 せ 先 常務取締役 石川 雅浩  
T E L 0 3 - 3 2 3 1 - 8 0 2 0

## 定款の変更、臨時株主総会の招集、臨時株主総会招集のための基準日設定 並びに第4回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日付当社プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 23 年 2 月 4 日(金)開催の取締役会において、第三者割当による A 種優先株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)について決議いたしました。本第三者割当増資は、平成 23 年 3 月 28 日(月)開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、定款変更及び本第三者割当増資に関する各議案の承認が得られることを条件としております。

当社は、同取締役会において、本第三者割当増資に係る決議と同時に、定款の変更、本臨時株主総会の招集、本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに当社第 4 回新株予約権(以下「第 4 回新株予約権」という。)の取得及び消却を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、当社は、同取締役会において、当社の取締役に対し、新株予約権(以下「第 5 回新株予約権」といいます。)を発行することを決議しております。第 5 回新株予約権の内容等につきましては、本日付当社プレスリリース「当社取締役に対する新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### I. 定款の一部変更

##### 1. 定款変更の目的

当社は、本日付「第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」に公表いたしましたとおり、本日開催の取締役会において、第三者割当による A 種優先株式の発行を決議いたしました。かかる種類株式の発行を行うため、以下のとおり定款変更を行うことを本臨時株主総会に付議することを、同取締役会において決議いたしました。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 定款変更の日程(予定)

(1) 取締役会決議日	平成 23 年 2 月 4 日(金)
(2) 定款変更議案が上程される臨時株主総会決議日	平成 23 年 3 月 28 日(月)
(3) 効力発生日	平成 23 年 3 月 28 日(月)

## II. 臨時株主総会招集

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、本臨時株主総会の招集を決議いたしました。

1. 日 時 平成 23 年 3 月 28 日(月) 午前 10 時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番 10 号  
鉄鋼会館 8 階 801 号室
3. 目的事項  
決議事項  
第 1 号議案 定款一部変更の件  
第 2 号議案 第三者割当による募集株式(A種優先株式)の発行の件

## III. 臨時株主総会招集のための基準日設定

平成 23 年 3 月 28 日開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるため、平成 23 年 2 月 20 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録されている株主をもって、その権利を行使することができる者いたします。

1. 基準日 平成 23 年 2 月 20 日(日) 予定
2. 公告日 平成 23 年 2 月 5 日(土) 予定
3. 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)  
<http://www.apamanshop-ir.com/>

## IV. 新株予約権の取得及び消却

### 1. 新株予約権の取得及び消却を行う理由

本日付当社プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本第三者割当増資後、A種優先株式が普通株式に転換された場合には、最大で 654,546 株(平成 23 年 2 月 4 日現在の当社発行済株式総数 1,359,806 株(議決権数 1,298,282 個)に対して 48.14%(総議決権数に対する割合 50.42%))の当社普通株式が発行されることとなります。また、第 5 回新株予約権発行後、第 5 回新株予約権が行使された場合には、最大で 480,000 株(平成 23 年 2 月 4 日現在の当社発行済株式総数 1,359,806 株(議決権数 1,298,282 個)に対して 35.30%(総議決権数に対する割合 36.97%))の当社普通株式が発行されることとなります。A種優先株式については、当社普通株式への転換は発行から一定期間経過後に行われる設計としており、また、本新株予約権についても、当社業績及び株価が一定水準以上に至った場合にのみ行使可能な設計となっているため、本第三者割当増資及び第 5 回新株予約権発行後、直ちに当社普通株式への転換又は行使が行われるわけではありませんが、かかる希薄化の影響を一定程度低減するため、当社は、当社の発行する第 4 回新株予約権の一部を取得の上消却することを決議いたしました。

## 2. 取得及び消却する新株予約権の概要に係る事項の内容

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 取得する新株予約権の名称 | 株式会社アパマンショップホールディングス第4回新株予約権   |
| (2) 取得する新株予約権の総数 | 381 個(1 個につき、1,000 株)  |
| (3) 新株予約権の取得価額   | 1個につき 24,755 円(総額 9,431,655 円)   |
| (4) 取得日及び消却日     | 平成 23 年2月4日  |
| (5) 取得先          | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(107 個)<br>三光ソフランホールディングス株式会社(92 個)<br>高橋 誠一(81 個)<br>ワールド・キャピタル株式会社(41 個)<br>澤田ホールディングス株式会社(41 個)<br>新川 隆丈(12 個)<br>湯川 林(7 個) |
| (6) 消却後の新株予約権数   | 126 個  |

## 3. 今後の方針

当社といたしましては、上記2. 記載の取得及び消却後に残存する第4回新株予約権につきましても、本第三者割当増資及び第5回新株予約権発行による希薄化の影響を低減するため、合理的な条件で取得の上消却する努力を引き続き行う方針であります。

以 上

## 定款変更案

現 行 定 款	変 更 案				
<p>第一章 総則</p> <p>第1条 ～ 第4条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第二章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、4,135,000 株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条 ～ 第9条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第1条 ～ 第4条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第二章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、4,135,000 株とする。</p> <p><u>2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>4,135,000 株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>654,546 株</td> </tr> </table> <p>第6条 ～ 第9条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>第二章の二 A種優先株式</u></p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第9条の2 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株式及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A</u></p>	普通株式	4,135,000 株	A種優先株式	654,546 株
普通株式	4,135,000 株				
A種優先株式	654,546 株				

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたり、(a)普通株式1株当たりの時価、(b)IRR30%相当額又は(c) 8,250 円(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)のうち、最も高い金額に相当する額の残余財産の分配を行う。「普通株式1株当たりの時価」及び「IRR30%相当額」については、以下にそれぞれ記載された定義に従い計算する。</u></p> <p><u>(1) 普通株式1株当たりの時価</u></p> <p><u>「普通株式1株当たりの時価」とは、残余財産の分配が行われる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所(JASDAQ市場)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</u></p> <p><u>(2) IRR30%相当額</u></p> <p><u>「IRR30%相当額」とは、次の算式に従って算出される額とする。</u></p> $\text{IRR30\%相当額} = 2,750 \text{ 円} \times P$ <p><u>「P」=1.3 をmを指数として累乗した数</u></p> <p><u>「m」=p(以下に定義する。)+ (p'(以下に定義する。)÷365)(小数点以下第4位を切り捨てる。)</u></p> <p><u>「p」とは、平成23年3月30日(同日を含む。)から残余財産の分配が行われる日(同日を含む。)までの期間を「p年とp'日」とした場合のpをいう。</u></p> <p><u>「p'」とは、平成23年3月30日(同日を含む。)から残余財産の分配が行われる日(同日を含む。)までの期間を「p年とp'日」とした場合のp'をいう。</u></p> <p><u>A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。</u></p> <p><u>2. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(議決権)</p> <p><u>第9条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新 設)	<p>(株式の併合又は分割及び株式無償割当て)</p> <p><u>第9条の5</u></p> <p>(1)分割又は併合</p> <p><u>当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>(2)株式無償割当て</p> <p><u>当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>
(新 設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p><u>第9条の6 A種優先株主は、平成24年3月30日以降いつでも、法令の定める範囲内において、当社に対し、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して普通株式1株を交付する。</u></p>
(新 設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p><u>第9条の7 当社は、平成24年3月30日以降、いつでも、当社が別に定める日の到来をもって、法令の定める範囲内において、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主に対して、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの時価相当額の金銭を交付する。「普通株式1株当たりの時価」については、第9条の3第1項第1号に記載された定義により計算するが、「残余財産の分配が行われる日」を「取得日」と読み替えて計算する。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第 10 条 ～ 第 13 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 14 条 ～ 第 35 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会における議決権)</u></p> <p><u>第9条の8 当社が、普通株式、他の種類の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在的株式の発行又は処分(A種優先株式に係る取得請求権の行使による又は取得条項に基づく普通株式の交付及びA種優先株式の発行時点で残存する新株予約権の行使による普通株式の交付を除く。)を法令又は定款で定める決定機関で決議する場合には、当該決議の他、当社のA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。</u></p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第 10 条 ～ 第 13 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第13条の2 第10条から第13条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>第 14 条 ～ 第 35 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>